

平成 28 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 3 号	平成28年度盛岡市一般会計予算.....	1
議案第 4 号	平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算.....	14
議案第 5 号	平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算.....	17
議案第 6 号	平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算.....	21
議案第 7 号	平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算.....	24
議案第 8 号	平成28年度盛岡市介護保険費特別会計予算.....	29
議案第 9 号	平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算.....	34
議案第 10 号	平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算.....	37
議案第 11 号	平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算.....	40
議案第 12 号	平成28年度盛岡市東中野財産区特別会計予算.....	43
議案第 13 号	平成28年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算.....	46
議案第 14 号	平成28年度盛岡市水道事業会計予算.....	別冊
議案第 15 号	平成28年度盛岡市下水道事業会計予算.....	別冊
議案第 16 号	平成28年度盛岡市病院事業会計予算.....	別冊
議案第 17 号	盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について.....	49
議案第 18 号	盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例について.....	50
議案第 19 号	盛岡市行政不服審査条例について.....	51
議案第 20 号	盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について.....	55
議案第 21 号	盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について.....	60
議案第 22 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について.....	61
議案第 23 号	盛岡市職員の退職管理に関する条例について.....	62
議案第 24 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について.....	64
議案第 25 号	盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について.....	95
議案第 26 号	盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について.....	96
議案第 27 号	盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について.....	97
議案第 28 号	盛岡市子ども未来基金条例について.....	98
議案第 29 号	盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について.....	99
議案第 30 号	盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について.....	

について	100
議案第 31 号 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について	101
議案第 32 号 盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例について	102
議案第 33 号 盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例について	103
議案第 34 号 盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について	104
議案第 35 号 盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について	106
議案第 36 号 盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例について	107
議案第 37 号 盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	108
議案第 38 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	109
議案第 39 号 盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	110
議案第 40 号 盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について	111
議案第 41 号 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	112
議案第 42 号 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	113
議案第 43 号 姫神辺地総合整備計画について	114
議案第 44 号 前田高木辺地総合整備計画について	115
議案第 45 号 玉山辺地総合整備計画について	116
議案第 46 号 上日戸辺地総合整備計画について	117
議案第 47 号 薮川辺地総合整備計画について	119
議案第 48 号 築川・川目辺地総合整備計画の変更について	121
議案第 49 号 あっせんの申立てについて	122
議案第 50 号 包括外部監査契約の締結について	123

議案第 3 号

平成28年度盛岡市一般会計予算

平成28年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,188,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第 230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第 235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第 220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(I) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 市税		千円 41,821,593
	1 市民税	20,321,725
	2 固定資産税	16,668,311
	3 軽自動車税	570,762
	4 市たばこ税	2,143,722
	5 入湯税	56,514
	6 都市計画税	2,060,559
2 地方譲与税		879,519
	1 地方揮発油譲与税	238,179
	2 自動車重量譲与税	641,340
3 利子割交付金		66,820
	1 利子割交付金	66,820
4 配当割交付金		294,018
	1 配当割交付金	294,018
5 株式等譲渡所得割交付金		92,368
	1 株式等譲渡所得割交付金	92,368
6 地方消費税交付金		6,127,463
	1 地方消費税交付金	6,127,463
7 ゴルフ場利用税交付金		25,817

款	項	金額
	1 ゴルフ場利用税交付金	千円 25,817
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		129,330
	1 自動車取得税交付金	129,330
10 地方特例交付金		124,795
	1 地方特例交付金	124,795
11 地方交付税		14,679,233
	1 地方交付税	14,679,233
12 交通安全対策特別交付金		68,085
	1 交通安全対策特別交付金	68,085
13 分担金及び負担金		1,837,679
	1 負担金	1,837,679
14 使用料及び手数料		1,841,087
	1 使用料	1,319,420
	2 手数料	463,530
	3 証紙収入	58,137
15 国庫支出金		19,783,648
	1 国庫負担金	14,552,561

款	項	金額
	2 国庫補助金	5,165,838
	3 委託金	65,249
16 県支出金		7,322,905
	1 県負担金	4,230,852
	2 県補助金	2,598,740
	3 委託金	493,313
17 財産収入		243,854
	1 財産運用収入	152,160
	2 財産売払収入	91,694
18 寄附金		71,726
	1 寄附金	71,726
19 繰入金		3,096,294
	1 特別会計繰入金	11,362
	2 基金繰入金	3,084,932
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,474,885
	1 延滞金、加算金及び過料	131,244
	2 市預金利子	4,047

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	千円 423, 378
	4 受託事業収入	5, 849
	5 雜入	910, 367
22 市債		11, 206, 879
	1 市債	11, 206, 879
歳入	合計	111, 188, 000

歳 出

款	項	金額
1 議会費		千円 664,898
	1 議会費	664,898
2 総務費		13,234,975
	1 総務管理費	11,258,041
	2 徴稅費	1,198,136
	3 戸籍住民基本台帳費	541,753
	4 選舉費	113,569
	5 統計調査費	43,744
	6 監査委員費	79,732
3 民生費		43,395,921
	1 社会福祉費	17,931,166
	2 児童福祉費	17,111,854
	3 生活保護費	8,352,901
4 衛生費		7,998,255
	1 保健衛生費	1,425,987
	2 清掃費	3,648,602
	3 保健所費	2,923,666
5 労働費		275,650
	1 労働諸費	275,650

款	項	金額
6 農林費		千円 2,646,189
	1 農業費	2,291,626
	2 林業費	354,563
7 商工費		1,228,132
	1 商工費	1,228,132
8 土木費		16,866,668
	1 土木管理費	228,958
	2 道路橋りょう費	5,244,311
	3 河川費	644,504
	4 都市計画費	9,083,874
	5 住宅費	1,665,021
9 消防費		3,980,575
	1 消防費	3,980,575
10 教育費		8,149,343
	1 教育総務費	816,978
	2 小学校費	2,333,197
	3 中学校費	1,668,670
	4 高等学校費	686,990
	5 幼稚園費	376,075

款	項	金額
	6 社会教育費	千円 2,082,236
	7 保健体育費	185,197
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		12,697,393
	1 公債費	12,697,393
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		111,188,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立仙北中学校施設整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	1,057,432
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成48年度	年 0.5%
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成37年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
白沢地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成36年度	230万円に物価変動等による増減額を加算した額
好摩地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	133万円に物価変動等による増減額を加算した額
日戸地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	61万円に物価変動等による増減額を加算した額
川又地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	38万円に物価変動等による増減額を加算した額
生出3地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	91万円に物価変動等による増減額を加算した額
渋民地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	67万円に物価変動等による増減額を加算した額
山田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	54万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　項	期　間	限　度　額
巻堀地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	88万円に物価変動等による増減額を加算した額
芋田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	56万円に物価変動等による増減額を加算した額
好摩東地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	88万円に物価変動等による増減額を加算した額
山谷川目地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	70万円に物価変動等による増減額を加算した額
城内地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	89万円に物価変動等による増減額を加算した額
下田川崎地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	127万円に物価変動等による増減額を加算した額
永井地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	114万円に物価変動等による増減額を加算した額
大台地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成31年度	94万円に物価変動等による増減額を加算した額
馬場状小屋地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成29年度	41万円に物価変動等による増減額を加算した額
松内地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成30年度	77万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
小袋地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成31年度	98万円に物価変動等による増減額を加算した額
舟田地区介護予防センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成30年度	112万円に物価変動等による増減額を加算した額
芋田向地区介護予防センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成30年度	72万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市岩洞生活改善センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成30年度	25万円に物価変動等による増減額を加算した額
姫神地区振興センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成30年度	75万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市農民研修センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成30年度	49万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市産業支援センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成30年度	4,843万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市改良住宅、地区施設、盛岡市市営住宅、共同施設、盛岡市コミュニティ住宅及び関連施設の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成32年度	4億6,137万円に物価変動等による増減額を加算した額
石川啄木記念館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成32年度	1億1,289万円に物価変動等による増減額を加算した額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	4,316,079	借入先 財務省、銀行 及びその他	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金について、 利率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金その他借入 先の融资条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることができる。
若園町分庁舎整備事業債	100,000	借入方法 証券借入又 は証券発行		
総合アリーナ整備事業債	133,900	借入時期 平成28年度		
渋民運動公園整備事業債	264,200	ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。		
渋民運動公園総合体育館 耐震補強事業債	88,200			
社会福祉施設整備事業債	253,700			
(仮称)みたけ老人福祉 センター建設事業債	103,300			
津志田児童センター 整備事業債	6,100			
上水道安全対策 事業出資債	89,000			
農村整備事業債	42,900			
林道整備事業債	20,500			
公有林整備事業債	34,700			
桜の里整備事業債	105,100			
地方道路等整備事業債	2,403,500			
道路整備事業債	426,600			
都市再生整備計画事業債	137,600			
高齢者・障害者にやさ しいみちづくり事業債	11,800			
急傾斜地崩壊対策事業債	6,700			
河川整備事業債	283,600			
公園整備事業債	461,100			
公営住宅建設事業債	606,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
主要バス停整備事業債	1,300			
消防施設整備事業債	73,400			
土淵小・中一貫教育導入施設整備事業債	159,700			
プール改修事業債	12,200			
向中野小学校施設整備事業債	161,900			
巻堀中学校施設整備事業債	340,800			
仙北中学校施設整備事業債	204,400			
城西中学校屋内運動場改築事業債	51,900			
学校施設防災対策事業債	4,900			
少年自然の家施設整備事業債	23,400			
(仮称)見前南地区公民館整備事業債	251,200			
戸川地区公民館移転整備事業債	13,600			
志波城跡保存整備事業債	6,700			
盛岡南新都市整備事業債	6,400			
計	11,206,879			

議案第 4 号

平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成28年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 5,902
	1 使用料	5,901
	2 手数料	1
2 繰入金		2,146
	1 一般会計繰入金	2,146
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		443
	1 延滞金	1
	2 雜入	442
歳 入 合 計		8,492

歳 出

款	項	金額
		千円
1 公設浄化槽管理費		6,346
	1 公設浄化槽管理費	6,346
2 公債費		2,146
	1 公債費	2,146
歳 出	合 計	8,492

議案第 5 号

平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成28年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 517,769千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		72,896
	1 使用料	72,796
	2 手数料	100
2 繰入金		444,871
	1 一般会計繰入金	444,871
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳 入 合 計		517,769

歳 出

款	項	金額
		千円
1 農業集落排水事業費		18
	1 農業集落排水整備費	18
2 農業集落排水施設管理費		90,504
	1 農業集落排水施設管理費	90,504
3 公債費		427,247
	1 公債費	427,247
歳 出 合 計		517,769

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成35年度	排水設備普及資金融資額に対する年利10%以内の利子補給額

議案第 6 号

平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成28年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,137千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 8,557
	1 一般会計繰入金	8,557
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		55,579
	1 貸付金元利収入	52,188
	2 雜入	3,391
歳 入	合 計	64,137

歳 出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 64,137
	1 貸付費	52,001
	2 貸付事務費	12,136
歳 出	合 計	64,137

議案第 7 号

平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成28年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,648,507千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,491,975
	1 国民健康保険税	5,491,975
2 使用料及び手数料		4,202
	1 手数料	4,200
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		6,794,783
	1 国庫負担金	4,892,114
	2 国庫補助金	1,902,669
4 療養給付費交付金		673,512
	1 療養給付費交付金	673,512
5 前期高齢者交付金		7,337,203
	1 前期高齢者交付金	7,337,203
6 県支出金		1,299,328
	1 県負担金	194,494
	2 県補助金	1,104,834
7 共同事業交付金		7,625,428
	1 共同事業交付金	7,625,428
8 財産収入		203
	1 財産運用収入	203

款	項	金額
9 繰入金		千円 2,314,959
	1 一般会計繰入金	2,114,959
	2 基金繰入金	200,000
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		106,912
	1 延滞金、加算金及び過料	92,590
	2 雜入	14,322
歳入合計		31,648,507

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 414,083
	1 総務管理費	230,816
	2 徴稅費	182,692
	3 運営協議会費	575
2 保険給付費		19,298,586
	1 療養諸費	17,030,136
	2 高額療養費	2,156,300
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	98,748
	5 葬祭諸費	11,400
	6 医療費助成費	2,000
3 後期高齢者支援金		3,223,010
	1 後期高齢者支援金	3,223,010
4 前期高齢者納付金		1,672
	1 前期高齢者納付金	1,672
5 老人保健拠出金		103
	1 老人保健拠出金	103
6 介護納付金		1,251,223
	1 介護納付金	1,251,223

款	項	金額
7 共同事業拠出金		千円 7,170,101
	1 共同事業拠出金	7,170,101
8 保健事業費		251,209
	1 保健事業費	251,209
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		27,519
	1 債還金及び還付加算金	27,519
11 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳 出 合 計		31,648,507

議案第 8 号

平成28年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成28年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,408,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 保険料		千円 5,440,956
	1 介護保険料	5,440,956
2 使用料及び手数料		671
	1 手数料	670
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		5,651,169
	1 国庫負担金	4,250,715
	2 国庫補助金	1,400,454
4 支払基金交付金		6,515,349
	1 支払基金交付金	6,515,349
5 県支出金		3,366,232
	1 県負担金	3,284,856
	2 県補助金	81,376
6 財産収入		229
	1 財産運用収入	229
7 繰入金		3,432,596
	1 一般会計繰入金	3,432,596
8 繰越金		5
	1 繰越金	5

款	項	金額
9 諸収入		千円 905
	1 延滞金，加算金及び過料	100
	2 雜入	805
歳入	合計	24,408,112

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 407,900
	1 総務管理費	215,363
	2 徴収費	35,598
	3 介護認定審査会費	155,424
	4 趣旨普及費	1,515
2 保険給付費		23,186,370
	1 介護サービス等諸費	20,839,809
	2 介護予防サービス等諸費	963,965
	3 その他諸費	30,135
	4 高額介護サービス等費	451,770
	5 高額医療合算介護サービス等費	52,512
	6 特定入所者介護サービス等費	848,179
3 地域支援事業費		428,191
	1 介護予防事業費	83,108
	2 包括的支援事業・任意事業費	345,083
4 基金積立金		380,627
	1 基金積立金	380,627
5 諸支出金		4,024
	1 償還金及び還付加算金	4,024

款	項	金額
6 予備費		千円 1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		24,408,112

議案第 9 号

平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成28年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,893,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,365,975
	1 後期高齢者医療保険料	2,365,975
2 使用料及び手数料		539
	1 手数料	539
3 繰入金		519,943
	1 一般会計繰入金	519,943
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,706
	1 延滞金、加算金及び過料	504
	2 債還金及び還付加算金	6,200
	3 雜入	2
歳 入 合 計		2,893,164

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 35,555
	1 総務管理費	3,098
	2 徴収費	32,457
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,850,409
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,850,409
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,893,164

議案第 10 号

平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成28年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,614,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 644,050
	1 使用料	644,049
	2 手数料	1
2 繰入金		723,767
	1 一般会計繰入金	723,767
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		246,920
	1 雜入	246,920
歳 入 合 計		1,614,738

歳 出

款	項	金額
1 市場総務費		千円 568,444
	1 市場管理費	568,444
2 公債費		1,045,794
	1 公債費	1,045,794
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,614,738

議案第 11 号

平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成28年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 13,309
	1 財産運用収入	13,309
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		13,310

歳 出

款	項	金額
1 管理事務費		千円 13,310
	1 管理事務費	13,310
歳 出 合 計		13,310

議案第 12 号

平成28年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成28年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売払収入	1
2 諸収入		1
	1 雜入	1
歳 入	合 計	2,677

歳 出

款	項	金額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳出合計		2,677

議案第 13 号

平成28年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算

平成28年度盛岡市の東中野、東安庭、門財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年 2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雜入	1
歳 入 合 計		704

歳 出

款	項	金額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳出合計		704

議案第 17 号

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市民生委員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市民生委員定数条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「574人」を「591人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

提案理由

民生委員の定数を改めようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例について

盛岡市建築審査会条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例

盛岡市建築審査会条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行に伴い、盛岡市建築審査会の委員の任期を定めようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市行政不服審査条例について

盛岡市行政不服審査条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市行政不服審査条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(弁明書の添付書類)

第2条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 盛岡市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(審査請求人等による書面の閲覧等)

第3条 審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、法第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。以下同じ。）に対し、前条各号に掲げる書面の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、

当該閲覧又は交付に係る書面を提出した者の意見を聽かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料を納付しなければならない。

(交付手数料)

第4条 前条第4項及び法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（以下「交付手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条各号に掲げる書面又は法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。次号

並びに次条第1項及び第2項において同じ。)に規定する書面若しくは書類(以下「対象書面等」という。)を複写機により用紙の片面又は両面に複写したもの(日本工業規格A列3版以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。)の交付 用紙の片面1枚につき10円

(2) 前条第1項又は法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項(以下「対象電磁的記録事項」という。)を用紙の片面又は両面に出力したもの(日本工業規格A列3版以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。)の交付 用紙の片面1枚につき10円

(3) 前2号に掲げる交付の方法以外の交付の方法 当該交付に係る実費の範囲内で規則で定める額

2 交付手数料は、対象書面等の写し又は対象電磁的記録事項を記載した書面の交付の際に徴収する。

(交付手数料の減免)

第5条 審理員は、第3条第1項又は法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等に経済的困難その他特別の理由があると認めたときは、交付手数料を減額し、又は免除することができる。

2 交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、第3条第1項又は法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した申請書を審理員に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書類をそれぞれ添付しなければならない。

(交付手数料の不還付)

第6条 既納の交付手数料は、還付しない。

(行政不服審査会)

第7条 法第81条第1項の規定により設置する盛岡市行政不服審査会(以下「審査会」という。)は、委員5人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第9条 審査会は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

第11条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(準用)

第13条 第4条から第6条までの規定は、法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	前条第4項及び法第38条第6項	法第81条第3項
	適用	準用
	同条第4項	法第78条第4項
第4条第1項第1号	第2条各号に掲げる書面又は法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。次号並びに次条第1項及び第2項において同じ。）	法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項
	書面若しくは書類	主張書面又は資料
	対象書面等	対象主張書面等
第4条第1項第2号	前条第1項又は法第38条第1項	法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項
第4条第2項	対象書面等	対象主張書面等
第5条第1項及び第2項	審理員	審査会
	第3条第1項又は法第38条第1項	法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第15条 第7条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、及び法を施行するため必要な事項を定めようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(盛岡市情報公開条例の一部改正)

第1条 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等（第20条）」を「審査請求（第19条の2）」に改める。

第2条第1項中「以下」を「第31条第1項及び第2項を除き、以下」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求」に改める。

第3章中第20条の前に次の1条を加える。

（審理員の指名等の適用除外）

第19条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法

（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条第1項中「について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第20条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し）を添えてしなければならない。

第21条第1号中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決

を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第23条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第27条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て人等」を「審査請求人等」に、「意見書」を「その主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）」に改める。

第28条第1項中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第29条の見出しを「（主張書面等の提出）」に改め、同条中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に、「意見書」を「主張書面」に改める。

第30条中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改める。

第31条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に、「意見書又は資料の閲覧」を「主張書面又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第31条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。次項において同じ。）にあっては、記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第32条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第33条中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

（盛岡市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第40条）を「審査請求（第39条の2）」に改める。

第2条第3号中「以下」を「第51条第1項及び第2項を除き、以下」に改める。

「第5節 不服申立て」を「第5節 審査請求」に改める。

第2章第5節中第40条の前に次の1条を加える。

(審理員の指名等の適用除外)

第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第40条第1項中「又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。

第40条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し）を添えてしなければならない。

第41条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第43条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第47条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「意見書」を「その主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）」に改める。

第48条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第49条の見出しを「（主張書面等の提出）」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「意見書」を「主張書面」に改める。

第50条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第51条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「意見書」を「主張書面」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第51条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第47条第3項若しくは第4項又は第49条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。次項において同じ。）にあっては、記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第52条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第53条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 盛岡市情報公開条例第11条各項の決定（以下「行政文書開示決定等」という。）又は同条例第5条の規定による行政文書の開示の請求（以下「行政文書開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた行政文書開示決定等又はこの条例の施行前にされた行政文書開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 盛岡市個人情報保護条例第17条各項の決定、同条例第29条各項の決定若しくは同条例第37条各

項の決定（以下「個人情報開示決定等」という。）又は同条例第11条第1項の規定による開示の請求、同条例第26条第1項の規定による訂正の請求若しくは同条例第34条第1項若しくは同条例第34条の2第1項の規定による利用停止の請求（以下「個人情報開示請求等」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた個人情報開示決定等又はこの条例の施行前にされた個人情報開示請求等に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、行政文書の開示の決定等及び個人情報の開示の決定等に係る審査請求について審理員の指名を行わないこととするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人事評価の状況

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度以後の年度における人事行政の運営の状況の報告について適用し、平成27年度以前の年度における人事行政の運営の状況の報告については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、任命権者が市長に報告しなければならない事項を改めようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,498人」を「1,504人」に、「114人」を「123人」に、「240人」を「234人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

盛岡市職員の退職管理に関する条例について

盛岡市職員の退職管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、並びに職員の退職管理の適正を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第 120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は当該役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いで退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職

又はこれに相当する職の任命権者その他の規則で定める者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(報告及び公表)

第4条 前条の規定による届出を受けた者は、当該届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、第3条の規定は、同日以後に離職した者について適用する。

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、並びに職員の退職管理の適正を確保するため必要な事項を定めようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第1号中「30万7,000円」を「30万7,800円」に改める。

第33条の4第2項中「100分の135」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の135」を「100分の140」に、「100分の77.5」を「100分の82.5」に改める。

第33条の5第2項第1号中「100分の70」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,400	189,400	226,100	264,900	292,000	323,000	368,200	414,600
	2	140,500	191,200	228,000	267,000	294,300	325,300	370,800	417,100
	3	141,700	193,000	229,900	269,000	296,600	327,600	373,400	419,600
	4	142,800	194,800	231,700	271,100	298,900	329,900	376,000	422,100
	5	143,900	196,400	233,400	273,000	301,000	332,200	378,100	424,000
	6	145,000	198,200	235,300	275,100	303,300	334,300	380,600	426,300
	7	146,100	200,000	237,200	277,200	305,600	336,500	383,100	428,500
	8	147,200	201,800	239,000	279,300	307,900	338,700	385,600	430,700
	9	148,300	203,400	240,700	281,400	310,100	340,800	388,200	432,800
	10	149,700	205,200	242,600	283,500	312,400	343,000	390,900	434,900
	11	151,000	207,000	244,400	285,600	314,700	345,200	393,600	437,000
	12	152,300	208,800	246,300	287,700	317,000	347,400	396,300	439,200
	13	153,600	210,400	247,900	289,800	319,200	349,400	398,700	440,900
	14	155,100	212,300	249,800	291,900	321,400	351,500	401,000	442,800
	15	156,600	214,200	251,600	294,000	323,600	353,600	403,300	444,800
	16	158,200	216,100	253,400	296,100	325,800	355,700	405,700	446,800
	17	159,500	217,800	255,000	298,000	327,800	357,500	407,600	448,700
再任用職員以外の職員	18	161,000	219,700	257,000	300,100	329,900	359,500	409,600	450,500
	19	162,500	221,600	259,000	302,200	332,000	361,500	411,500	452,300
	20	164,000	223,500	261,000	304,300	334,000	363,400	413,400	454,100
	21	165,400	225,200	262,900	306,200	336,100	365,500	415,000	455,900
	22	168,100	227,100	264,800	308,300	338,200	367,400	416,800	457,400
	23	170,700	229,000	266,700	310,400	340,300	369,400	418,700	458,900
	24	173,300	230,900	268,500	312,500	342,400	371,400	420,700	460,400
	25	176,000	232,500	270,500	314,400	343,900	373,300	422,500	461,700
	26	177,700	234,300	272,400	316,500	345,900	375,300	424,000	462,900
	27	179,400	236,000	274,300	318,600	347,900	377,300	425,600	464,100
	28	181,100	237,800	276,200	320,700	349,900	379,300	427,200	465,200
	29	182,600	239,100	277,900	322,700	351,600	380,900	428,800	466,200
	30	184,400	240,600	279,800	324,800	353,500	382,700	430,100	466,900
	31	186,200	242,100	281,700	326,900	355,400	384,500	431,400	467,700
	32	187,800	243,600	283,600	329,000	357,300	386,200	432,700	468,400
	33	189,400	244,900	285,300	330,600	359,200	388,000	433,900	469,100
	34	190,900	246,400	287,200	332,600	361,000	389,400	435,200	469,900
	35	192,400	247,900	289,100	334,700	362,800	391,000	436,500	470,600
	36	193,900	249,500	291,000	336,800	364,500	392,600	437,700	471,400
	37	195,200	250,800	292,700	338,700	366,000	394,000	438,900	472,200
	38	196,500	252,400	294,500	340,700	367,300	395,200	439,700	472,900
	39	197,800	254,000	296,300	342,700	368,700	396,400	440,400	473,700

40	199, 100	255, 600	298, 100	344, 700	370, 100	397, 600	441, 100	474, 500
41	200, 300	257, 000	299, 800	346, 600	371, 600	398, 700	441, 700	475, 300
42	201, 600	258, 400	301, 500	348, 500	372, 500	399, 900	442, 400	476, 000
43	202, 900	259, 800	303, 200	350, 400	373, 600	401, 100	443, 100	476, 800
44	204, 200	261, 200	304, 900	352, 300	374, 700	402, 300	443, 800	477, 400
45	205, 400	262, 300	306, 300	353, 800	375, 400	403, 000	444, 600	478, 200
46	206, 700	263, 700	308, 000	355, 300	376, 300	403, 700	445, 400	
47	208, 000	265, 100	309, 700	356, 800	377, 200	404, 400	446, 100	
48	209, 300	266, 500	311, 400	358, 300	378, 100	405, 100	446, 900	
49	210, 300	267, 800	312, 600	360, 000	379, 100	405, 700	447, 500	
50	211, 400	269, 000	314, 200	360, 700	379, 900	406, 300	448, 200	
51	212, 500	270, 300	315, 800	361, 900	380, 700	407, 000	449, 000	
52	213, 600	271, 600	317, 400	362, 900	381, 500	407, 700	449, 800	
53	214, 800	272, 700	319, 100	363, 800	382, 200	408, 300	450, 400	
54	215, 800	273, 800	320, 700	364, 900	382, 900	409, 000	451, 200	
55	216, 800	275, 100	322, 300	365, 900	383, 600	409, 700	452, 000	
56	217, 800	276, 400	323, 900	367, 000	384, 300	410, 200	452, 600	
57	218, 600	277, 400	325, 400	367, 900	384, 700	410, 800	453, 200	
58	219, 600	278, 500	326, 600	368, 600	385, 300	411, 300	454, 000	
59	220, 500	279, 600	327, 800	369, 300	386, 000	411, 800	454, 800	
60	221, 500	280, 700	329, 000	370, 000	386, 700	412, 400	455, 600	
61	222, 200	281, 900	329, 800	370, 500	387, 000	412, 900	456, 200	
62	223, 200	282, 900	330, 700	371, 100	387, 700	413, 600		
63	224, 200	283, 900	331, 500	371, 800	388, 200	414, 200		
64	225, 200	284, 900	332, 300	372, 500	388, 700	414, 800		
65	225, 800	285, 700	333, 200	372, 700	389, 200	415, 100		
66	226, 800	286, 600	333, 600	373, 400	389, 700	415, 700		
67	227, 800	287, 500	334, 400	374, 100	390, 200	416, 400		
68	228, 900	288, 400	335, 200	374, 800	390, 700	416, 900		
69	229, 700	289, 400	336, 000	375, 100	391, 100	417, 400		
70	230, 500	290, 200	336, 700	375, 600	391, 600	418, 100		
71	231, 300	291, 000	337, 400	376, 300	392, 300	418, 800		
72	232, 100	291, 800	338, 100	376, 800	392, 800	419, 500		
73	232, 900	292, 600	338, 600	377, 100	393, 100	420, 000		
74	233, 600	293, 100	339, 200	377, 600	393, 800	420, 700		
75	234, 300	293, 600	339, 800	378, 300	394, 500	421, 400		
76	235, 000	294, 100	340, 400	378, 800	395, 000	422, 100		
77	235, 600	294, 200	340, 700	379, 200	395, 400	422, 600		
78	236, 400	294, 600	341, 200	379, 600	396, 100			
79	237, 200	294, 800	341, 600	380, 200	396, 800			
80	238, 000	295, 200	342, 100	380, 600	397, 500			
81	238, 700	295, 400	342, 500	381, 100	398, 000			
82	239, 400	295, 500	343, 000	381, 700	398, 700			
83	240, 100	295, 900	343, 500	382, 300	399, 400			
84	240, 800	296, 200	344, 000	382, 700	400, 100			

	85	241,400	296,500	344,300	383,300	400,600			
	86	242,100	296,800	344,600	383,900	401,300			
	87	242,800	297,100	345,100	384,500	402,000			
	88	243,500	297,500	345,400	385,100	402,700			
	89	244,100	297,800	345,600	385,800	403,200			
	90	244,600	298,200	345,900	386,400				
	91	245,100	298,600	346,400	387,000				
	92	245,600	299,000	346,700	387,600				
	93	245,900	299,100	346,900	388,300				
	94		299,300	347,200					
	95		299,700	347,700					
	96		300,100	348,000					
	97		300,300	348,100					
	98		300,600	348,600					
	99		301,000	349,100					
	100		301,400	349,400					
	101		301,600	349,700					
	102		301,900	350,100					
	103		302,300	350,500					
	104		302,600	350,900					
	105		302,800	351,400					
	106		303,100	351,800					
	107		303,500	352,200					
	108		303,800	352,600					
	109		304,000	353,100					
	110		304,400	353,500					
	111		304,800	353,900					
	112		305,100	354,200					
	113		305,200	354,700					
	114		305,500						
	115		305,800						
	116		306,200						
	117		306,400						
	118		306,600						
	119		306,700						
	120		306,800						
	121		306,900						
	122		307,000						
	123		307,300						
	124		307,600						
	125		308,000						
再任 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	242,800	328,200	394,900	470,400
	2	245,300	331,300	397,800	472,700
	3	247,800	334,400	400,700	475,000
	4	250,300	337,500	403,600	477,300
	5	252,500	340,300	406,300	479,600
	6	256,300	343,600	409,100	481,800
	7	260,100	346,900	411,900	484,000
	8	263,900	350,200	414,700	486,200
	9	267,500	353,100	417,300	488,100
	10	271,500	356,300	420,000	490,200
	11	275,500	359,500	422,700	492,300
	12	279,500	362,700	425,400	494,400
	13	283,200	365,800	427,900	496,500
	14	287,200	369,500	430,400	498,600
	15	291,200	373,000	432,700	500,700
	16	295,200	376,700	435,200	502,800
	17	299,000	380,300	437,300	504,900
	18	302,600	382,900	439,700	506,900
	19	306,200	385,700	442,100	508,900
	20	309,800	388,500	444,500	510,900
再任 用職 員以 外の 職員	21	313,500	391,400	446,400	512,700
	22	317,300	394,000	448,800	514,400
	23	321,000	396,600	451,200	516,300
	24	324,700	399,200	453,400	518,200
	25	328,300	401,600	455,500	519,900
	26	331,000	403,900	457,800	521,700
	27	333,800	406,200	460,100	523,500
	28	336,600	408,500	462,400	525,300
	29	339,300	410,900	464,600	527,200
	30	341,700	413,000	466,900	529,000
	31	344,100	414,900	469,200	530,800
	32	346,500	417,000	471,500	532,600
	33	348,900	419,000	473,400	534,000
	34	351,400	421,000	475,500	535,800
	35	353,700	423,000	477,600	537,400
	36	356,200	425,000	479,700	539,200
	37	358,600	427,100	481,800	540,700
	38	361,000	429,100	483,600	542,300

39	363, 400	431, 100	485, 400	543, 500
40	365, 800	433, 100	487, 200	545, 100
41	368, 100	435, 000	488, 900	546, 500
42	369, 600	436, 800	490, 700	547, 900
43	371, 100	438, 600	492, 500	549, 300
44	372, 600	440, 400	494, 300	550, 500
45	374, 000	442, 300	495, 600	551, 700
46	375, 300	444, 100	497, 300	552, 700
47	376, 800	445, 900	499, 100	553, 700
48	378, 300	447, 700	500, 900	554, 700
49	379, 600	449, 400	502, 500	555, 600
50	380, 600	451, 000	503, 800	556, 500
51	381, 600	452, 800	505, 100	557, 400
52	382, 600	454, 600	506, 400	558, 300
53	383, 500	456, 500	507, 700	559, 000
54	384, 400	457, 700	509, 000	559, 900
55	385, 300	458, 900	510, 300	560, 800
56	386, 200	460, 100	511, 600	561, 700
57	387, 200	461, 300	512, 600	562, 600
58	388, 100	462, 300	513, 300	563, 500
59	388, 800	463, 300	514, 000	564, 400
60	389, 700	464, 300	514, 700	564, 900
61	390, 400	465, 000	515, 600	565, 800
62	390, 900	465, 700	516, 300	566, 700
63	391, 400	466, 400	517, 200	567, 600
64	391, 900	467, 100	517, 900	568, 500
65	392, 200	467, 800	518, 800	569, 400
66		468, 500	519, 700	
67		469, 200	520, 200	
68		469, 900	521, 100	
69		470, 400	522, 000	
70		471, 100	522, 700	
71		471, 800	523, 600	
72		472, 500	524, 500	
73		472, 800	525, 300	
74		473, 300	526, 200	
75		474, 000	527, 100	
76		474, 700	527, 600	
77		475, 000	528, 400	
78		475, 600	529, 300	
79		476, 200	530, 200	
80		476, 600	531, 100	
81		477, 200	531, 900	
82		477, 600	532, 800	
83		478, 000	533, 700	

84		478, 400	534, 600		
85		478, 700	535, 400		
86		479, 300	536, 300		
87		479, 700	537, 200		
88		480, 200	538, 100		
89		480, 700	538, 900		
90		481, 300			
91		481, 900			
92		482, 300			
93		482, 800			
94		482, 900			
95		483, 500			
96		484, 100			
97		484, 600			
再任 用職 員		293, 800	336, 200	390, 600	463, 700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	157,700	185,100	233,300	258,300	288,600	334,300
	2	159,100	187,200	235,100	259,500	290,600	336,500
	3	160,600	189,300	236,900	260,800	292,600	338,700
	4	162,000	191,400	238,700	262,100	294,600	340,900
	5	163,400	193,500	240,300	263,200	296,400	343,100
	6	164,900	195,700	241,800	264,600	298,300	345,300
	7	166,400	198,000	243,300	265,700	300,200	347,500
	8	167,900	200,300	244,600	267,100	302,100	349,700
	9	169,200	202,700	245,800	268,500	304,100	351,300
	10	170,900	204,100	247,200	269,600	306,000	353,300
	11	172,500	205,500	248,400	271,200	307,900	355,300
	12	174,100	206,900	249,800	272,800	309,800	357,300
	13	175,600	208,300	251,100	274,200	311,400	359,500
	14	177,600	209,800	252,400	275,800	313,200	361,600
	15	179,600	211,300	253,700	277,400	315,000	363,700
	16	181,600	212,400	255,000	279,000	316,800	365,800
	17	183,800	213,800	256,000	280,600	318,700	367,700
	18	185,900	215,300	257,400	282,100	320,400	369,800
	19	188,000	216,800	258,700	283,600	322,100	371,900
	20	190,100	218,300	260,000	285,100	323,800	374,000
再任	21	192,200	219,700	261,000	286,700	325,300	375,800
用職	22	194,400	221,400	262,400	288,300	326,900	377,900
員以	23	196,600	223,100	263,800	289,900	328,500	380,000
外の	24	198,800	224,800	265,200	291,300	330,100	382,100
職員	25	200,900	226,100	266,500	292,700	331,800	384,100
	26	202,200	227,800	268,100	294,500	333,300	385,800
	27	203,500	229,500	269,600	296,300	334,700	387,700
	28	204,800	231,200	271,200	298,100	336,300	389,600
	29	206,000	233,000	272,800	299,700	337,600	391,300
	30	207,100	234,500	274,400	301,400	339,100	393,100
	31	208,400	236,000	276,000	303,100	340,600	395,000
	32	209,500	237,300	277,600	304,800	342,100	396,900
	33	210,800	238,600	279,200	306,300	343,800	398,600
	34	212,100	240,000	280,700	307,900	345,400	400,300
	35	213,400	241,400	282,200	309,500	347,000	402,100
	36	214,700	242,800	283,500	311,100	348,600	403,900
	37	216,100	244,100	285,100	312,500	350,300	405,500
	38	217,500	245,400	286,400	314,100	351,900	407,300
	39	218,900	246,700	287,900	315,700	353,500	409,100

40	220, 300	248, 000	289, 400	317, 300	355, 100	410, 900
41	221, 300	249, 000	291, 000	318, 900	356, 300	412, 200
42	222, 700	250, 300	292, 600	320, 400	357, 800	413, 900
43	224, 100	251, 500	294, 200	321, 700	359, 300	415, 600
44	225, 500	252, 800	295, 800	323, 200	360, 800	417, 200
45	226, 900	253, 800	297, 200	324, 300	361, 800	418, 600
46	228, 400	255, 200	298, 700	325, 700	362, 900	420, 200
47	229, 900	256, 600	300, 200	327, 100	364, 400	421, 700
48	231, 200	258, 000	301, 700	328, 600	365, 700	423, 200
49	232, 300	259, 000	302, 900	329, 900	367, 000	424, 800
50	233, 700	260, 500	304, 300	331, 300	368, 400	426, 200
51	235, 100	261, 900	305, 700	332, 600	369, 800	427, 600
52	236, 500	263, 300	307, 100	334, 000	371, 200	429, 100
53	237, 800	264, 800	308, 600	335, 400	372, 700	430, 500
54	239, 100	266, 400	310, 000	336, 800	373, 900	432, 000
55	240, 400	268, 000	311, 400	338, 200	375, 100	433, 400
56	241, 700	269, 500	312, 800	339, 600	376, 300	434, 800
57	242, 900	271, 100	313, 800	340, 500	377, 400	435, 900
58	244, 200	272, 700	315, 100	341, 800	378, 400	436, 800
59	245, 400	274, 300	316, 400	343, 000	379, 400	437, 700
60	246, 700	275, 900	317, 800	344, 300	380, 400	438, 400
61	247, 700	277, 300	319, 000	345, 500	381, 000	439, 300
62	249, 000	278, 800	320, 300	346, 300	381, 800	440, 200
63	250, 300	280, 300	321, 600	347, 600	382, 600	441, 100
64	251, 600	281, 800	322, 900	348, 900	383, 400	442, 000
65	252, 400	283, 400	324, 200	350, 000	384, 200	442, 900
66	253, 700	284, 900	325, 500	351, 200	384, 900	443, 700
67	255, 100	286, 400	326, 800	352, 400	385, 700	444, 500
68	256, 500	287, 900	328, 100	353, 500	386, 400	445, 300
69	257, 600	289, 200	328, 900	354, 500	387, 100	446, 100
70	258, 900	290, 700	330, 000	355, 600	387, 700	
71	260, 200	292, 200	331, 100	356, 700	388, 400	
72	261, 500	293, 700	332, 000	357, 800	388, 900	
73	262, 900	294, 800	333, 100	358, 100	389, 600	
74	264, 200	296, 200	333, 800	359, 200	390, 000	
75	265, 500	297, 600	335, 000	360, 300	390, 600	
76	266, 800	299, 000	336, 200	361, 400	391, 000	
77	267, 700	300, 400	337, 300	361, 900	391, 400	
78	268, 900	301, 700	338, 500	362, 700	392, 000	
79	270, 200	303, 000	339, 700	363, 500	392, 600	
80	271, 500	304, 300	340, 900	364, 300	393, 000	
81	272, 600	305, 100	341, 900	364, 900	393, 500	
82	273, 700	306, 300	343, 000	365, 400	394, 100	
83	274, 800	307, 500	344, 100	366, 000	394, 700	
84	275, 900	308, 800	345, 200	366, 500	395, 300	

	85	276, 800	309, 600	346, 100	367, 100	395, 800	
	86	277, 700	310, 800	347, 100	367, 600	396, 400	
	87	278, 800	312, 000	348, 000	368, 200	397, 000	
	88	279, 900	313, 200	349, 000	368, 700	397, 600	
	89	280, 800	314, 400	350, 100	369, 100	398, 000	
	90	281, 800	315, 600	350, 900	369, 600	398, 500	
	91	282, 800	316, 800	351, 700	370, 200	399, 100	
	92	283, 800	318, 000	352, 500	370, 600	399, 700	
	93	284, 800	318, 900	353, 200	370, 900	400, 200	
	94	285, 800	319, 600	353, 700	371, 400	400, 700	
	95	286, 800	320, 300	354, 400	371, 900	401, 300	
	96	287, 800	320, 900	354, 900	372, 200	401, 900	
	97	288, 700	321, 600	355, 200	372, 800	402, 400	
	98	289, 500	321, 900	355, 500	373, 300		
	99	290, 300	322, 600	356, 000	373, 800		
	100	291, 200	323, 300	356, 300	374, 300		
	101	292, 000	323, 700	356, 800	374, 900		
	102	292, 800	324, 300	357, 100	375, 400		
	103	293, 600	324, 900	357, 600	375, 900		
	104	294, 400	325, 500	357, 900	376, 300		
	105	295, 100	325, 900	358, 200	376, 900		
	106	295, 600	326, 400	358, 700	377, 400		
	107	296, 100	326, 900	359, 200	377, 900		
	108	296, 600	327, 400	359, 500	378, 400		
	109	296, 800	327, 800	360, 000	379, 000		
	110	297, 200	328, 200	360, 500	379, 500		
	111	297, 400	328, 500	361, 000	380, 000		
	112	297, 800	328, 900	361, 500	380, 500		
	113	298, 100	329, 300	362, 000	381, 100		
	114	298, 200	329, 700	362, 500			
	115	298, 600	330, 100	363, 000			
	116	298, 900	330, 400	363, 400			
	117	299, 200	330, 600	363, 800			
	118	299, 500	330, 900	364, 300			
	119	299, 800	331, 300	364, 800			
	120	300, 200	331, 400	365, 300			
	121	300, 500	331, 500	365, 700			
	122	300, 900	331, 700	366, 200			
	123	301, 300	331, 900	366, 700			
	124	301, 700	332, 100	367, 200			
	125	301, 900	332, 300	367, 600			
	126	302, 000	332, 600				
	127	302, 400	333, 000				
	128	302, 800	333, 100				
	129	303, 000	333, 200				

130	303, 200	333, 600					
131	303, 600	334, 000					
132	304, 000	334, 200					
133	304, 200	334, 500					
134	304, 400	334, 900					
135	304, 800	335, 300					
136	305, 000	335, 700					
137	305, 200	336, 000					
138	305, 500	336, 400					
139	305, 900	336, 800					
140	306, 100	337, 200					
141	306, 300	337, 500					
142	306, 700	337, 900					
143	307, 100	338, 300					
144	307, 400	338, 700					
145	307, 500	339, 000					
146	307, 700	339, 400					
147	307, 900	339, 800					
148	308, 300	340, 200					
149	308, 500	340, 500					
150	308, 700	340, 900					
151	309, 000	341, 300					
152	309, 300	341, 700					
153	309, 700	342, 000					
154	309, 800						
155	310, 000						
156	310, 300						
157	310, 600						
158	310, 900						
159	311, 200						
160	311, 500						
161	311, 900						
162	312, 200						
163	312, 500						
164	312, 800						
165	313, 200						
166	313, 500						
167	313, 800						
168	314, 100						
169	314, 500						
再任 用職 員		233, 200	257, 800	265, 100	275, 500	292, 600	330, 400

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

第2条 盛岡市職員給与支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「宿日直手当、管理職手当」を「管理職員特別勤務手当、管理職手当、宿日直手当」に改める。

第7条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「標準的な」を削り、「規則で定める」を「級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする」に改め、同条に次の1項を加える。

4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。

第9条第2項中「規則」を「級別基準職務表及び規則」に改める。

第25条の2第1項中「100分の18」を「100分の20」に改め、同条第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第27条第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第7章中第33条の2を第33条の2の2とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 管理職員特別勤務手当

第33条の2 次条第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく週休日又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に規則で定める勤務をした場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する場合 同号の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に規定する場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第33条の3第2項中「及び第32条」を「、第32条及び第33条の2第1項各号」に改める。

第33条の4第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の140」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の62.5」

を「100分の65」に、「100分の140」を「100分の137.5」に、「100分の82.5」を「100分の80」に改める。

第33条の5第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「100分の85」を「100分の77.5」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

第33条の8第1項中「地域手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,400	191,900	228,400	262,200	288,800	319,900	364,600	410,600
	2	142,500	193,700	230,100	264,300	291,000	322,100	367,200	413,000
	3	143,700	195,500	231,600	266,100	293,300	324,400	369,700	415,500
	4	144,800	197,400	233,200	268,200	295,500	326,600	372,300	417,900
	5	145,900	199,000	234,700	270,100	297,600	328,900	374,400	419,800
	6	147,000	200,800	236,400	272,000	299,900	331,000	377,000	422,200
	7	148,100	202,600	237,900	274,000	302,200	333,200	379,300	424,300
	8	149,200	204,400	239,500	276,200	304,500	335,400	381,800	426,500
	9	150,300	206,100	241,100	278,300	306,600	337,500	384,300	428,500
	10	151,800	208,000	242,600	280,300	309,000	339,700	387,100	430,600
	11	153,100	209,800	244,200	282,400	311,200	341,800	389,700	432,800
	12	154,400	211,600	245,700	284,500	313,500	344,100	392,400	434,900
	13	155,700	213,000	247,200	286,600	315,700	346,100	394,800	436,600
	14	157,200	214,800	248,700	288,700	317,800	348,100	397,100	438,400
	15	158,700	216,500	250,100	290,700	320,100	350,200	399,400	440,400
	16	160,300	218,300	251,500	292,800	322,200	352,200	401,800	442,400
	17	161,600	220,100	253,100	294,800	324,300	354,200	403,600	444,400
再任用職員以外の職員	18	163,200	221,800	254,900	296,800	326,300	356,200	405,600	446,200
	19	164,700	223,400	256,600	299,000	328,400	358,000	407,500	448,000
	20	166,200	225,000	258,400	301,000	330,400	359,900	409,400	449,700
	21	167,600	226,500	260,100	303,100	332,500	361,900	411,300	451,500
	22	170,300	228,200	261,900	305,200	334,600	363,800	413,100	453,000
	23	172,900	229,900	263,800	307,200	336,600	365,900	414,900	454,500
	24	175,600	231,500	265,500	309,400	338,700	367,800	416,800	456,000
	25	178,300	232,900	267,500	311,200	340,300	369,800	418,600	457,400
	26	180,000	234,400	269,400	313,300	342,300	371,700	420,100	458,700
	27	181,700	235,900	271,200	315,400	344,200	373,700	421,700	460,000
	28	183,400	237,200	273,100	317,400	346,100	375,800	423,300	461,200
	29	184,900	238,500	274,900	319,400	347,800	377,300	424,900	462,200
	30	186,800	239,700	276,800	321,500	349,700	379,100	426,200	462,900
	31	188,600	240,800	278,700	323,600	351,600	380,900	427,500	463,700
	32	190,300	242,100	280,500	325,700	353,500	382,500	428,700	464,400
	33	191,900	243,400	282,200	327,200	355,400	384,300	429,900	465,100
	34	193,400	244,700	284,100	329,200	357,200	385,700	431,200	466,000
	35	194,900	245,900	286,000	331,200	359,000	387,300	432,600	466,700
	36	196,500	247,200	287,900	333,300	360,700	388,900	433,800	467,300
	37	197,800	248,200	289,600	335,200	362,100	390,300	435,000	467,800
	38	199,100	249,600	291,300	337,100	363,400	391,500	435,800	468,400
	39	200,400	251,100	293,100	339,100	364,900	392,700	436,600	469,000

40	201,700	252,700	294,900	341,000	366,300	393,800	437,400	469,600
41	203,000	254,100	296,600	343,000	367,600	394,900	438,000	470,100
42	204,300	255,500	298,400	344,900	368,500	396,100	438,700	470,600
43	205,600	256,900	300,100	346,700	369,600	397,300	439,400	471,000
44	206,900	258,300	301,700	348,600	370,700	398,500	440,100	471,300
45	208,200	259,500	303,400	350,100	371,500	399,200	440,900	471,600
46	209,500	260,800	305,100	351,500	372,400	399,900	441,700	
47	210,800	262,200	306,700	353,000	373,300	400,600	442,100	
48	212,100	263,700	308,500	354,600	374,200	401,300	442,900	
49	213,200	265,000	309,700	356,200	375,100	401,900	443,400	
50	214,300	266,100	311,200	357,000	376,000	402,500	443,800	
51	215,300	267,400	312,700	358,200	376,800	403,000	444,200	
52	216,400	268,700	314,300	359,200	377,600	403,400	444,600	
53	217,500	269,800	315,900	360,100	378,300	403,800	445,000	
54	218,500	270,900	317,500	361,200	379,000	404,100	445,400	
55	219,500	272,200	319,100	362,100	379,700	404,400	445,800	
56	220,500	273,500	320,700	363,200	380,400	404,700	446,100	
57	221,200	274,600	322,200	364,100	380,900	405,000	446,400	
58	222,100	275,700	323,400	364,900	381,500	405,300	446,800	
59	223,000	276,800	324,600	365,600	382,100	405,600	447,100	
60	223,900	277,900	325,800	366,300	382,800	405,900	447,400	
61	224,600	279,100	326,500	366,700	383,200	406,200	447,700	
62	225,600	280,100	327,400	367,300	383,900	406,500		
63	226,500	281,000	328,200	368,000	384,500	406,800		
64	227,400	282,000	329,000	368,700	385,100	407,100		
65	228,100	282,800	329,900	369,000	385,500	407,400		
66	229,000	283,700	330,300	369,700	386,100	407,700		
67	230,000	284,400	331,100	370,400	386,700	408,000		
68	231,100	285,300	331,900	371,100	387,400	408,300		
69	231,900	286,400	332,700	371,400	387,800	408,500		
70	232,600	287,200	333,400	372,000	388,300	408,800		
71	233,300	288,000	334,100	372,700	388,800	409,100		
72	234,100	288,800	334,800	373,300	389,400	409,500		
73	234,900	289,600	335,300	373,600	389,700	409,700		
74	235,600	290,100	335,900	374,200	390,100	410,000		
75	236,300	290,500	336,400	374,900	390,500	410,300		
76	237,000	291,000	337,000	375,500	390,900	410,500		
77	237,700	291,100	337,300	376,000	391,200	410,700		
78	238,500	291,500	337,800	376,500	391,500			
79	239,300	291,700	338,200	377,100	391,800			
80	240,100	292,100	338,700	377,600	392,100			
81	240,800	292,300	339,100	378,100	392,300			
82	241,600	292,500	339,600	378,700	392,600			
83	242,300	292,900	340,100	379,200	392,900			
84	243,000	293,200	340,600	379,500	393,100			

85	243,700	293,500	340,900	379,900	393,300				
86	244,400	293,800	341,300	380,400	393,600				
87	245,100	294,100	341,800	380,800	393,900				
88	245,800	294,500	342,300	381,200	394,100				
89	246,500	294,800	342,600	381,600	394,300				
90	247,000	295,200	343,000	382,100	394,600				
91	247,500	295,500	343,500	382,500	394,900				
92	248,000	295,900	343,900	382,900	395,100				
93	248,300	296,000	344,100	383,200	395,300				
94		296,200	344,500	383,700	395,600				
95		296,600	345,000	384,100	395,900				
96		297,000	345,400	384,500	396,100				
97		297,300	345,500	384,800	396,300				
98		297,600	346,000	385,300					
99		298,000	346,400	385,700					
100		298,400	346,700	386,100					
101		298,600	347,000	386,400					
102		298,900	347,400						
103		299,300	347,800						
104		299,600	348,200						
105		299,800	348,700						
106		300,100	349,100						
107		300,500	349,500						
108		300,800	349,900						
109		301,000	350,400						
110		301,400	350,800						
111		301,800	351,100						
112		302,100	351,400						
113		302,200	351,900						
114		302,500							
115		302,800							
116		303,200							
117		303,400							
118		303,600							
119		303,900							
120		304,200							
121		304,600							
122		304,800							
123		305,100							
124		305,400							
125		305,700							
再任 用職 員		188,200	215,900	256,300	275,900	291,100	316,700	358,800	392,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
再任	21	313,800	390,800	446,000	512,400
用職	22	317,500	393,400	448,400	514,200
員以	23	321,000	396,000	450,800	516,100
外の	24	324,700	398,600	453,100	518,000
職員	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500

	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	

		478,800	535,600		
84		479,200	536,400		
85		479,800	537,300		
86		480,200	538,200		
87		480,700	539,100		
88		481,200	539,900		
89		481,800			
90		482,400			
91		482,800			
92		483,300			
93		483,900			
94		484,500			
95		485,100			
96		485,600			
97					
再任 用職 員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	159,800	187,600	236,400	259,600	285,500	331,200
	2	161,200	189,700	238,200	260,600	287,400	333,300
	3	162,800	191,800	240,000	261,500	289,300	335,400
	4	164,200	193,800	241,900	262,600	291,300	337,600
	5	165,700	195,900	243,300	263,600	293,100	339,800
	6	167,200	198,300	244,600	264,600	294,900	342,000
	7	168,700	200,600	245,800	265,400	296,800	344,200
	8	170,200	202,900	247,100	266,500	298,800	346,300
	9	171,500	205,300	248,200	267,600	300,700	348,000
	10	173,200	206,700	249,300	268,400	302,600	350,000
	11	174,900	208,200	250,200	269,600	304,400	351,900
	12	176,500	209,600	251,200	270,800	306,300	354,000
	13	178,000	211,000	252,600	272,100	308,000	356,000
	14	180,000	212,500	253,700	273,500	309,800	358,100
	15	182,000	214,000	254,500	274,800	311,600	360,200
	16	184,000	215,200	255,500	276,300	313,400	362,200
	17	186,300	216,600	256,400	277,700	315,300	364,200
	18	188,400	218,100	257,300	279,100	316,900	366,300
	19	190,500	219,700	258,300	280,400	318,600	368,400
	20	192,600	221,200	259,300	281,900	320,400	370,500
再任	21	194,700	222,600	260,200	283,500	321,900	372,200
用職	22	197,000	224,300	261,200	285,100	323,400	374,300
員以	23	199,200	226,000	262,200	286,700	325,000	376,500
外の	24	201,400	227,700	263,200	288,200	326,500	378,500
職員	25	203,400	229,100	264,500	289,500	328,200	380,500
	26	204,700	230,900	265,900	291,300	329,600	382,100
	27	206,000	232,600	267,100	293,100	331,200	384,000
	28	207,300	234,300	268,500	294,800	332,800	385,900
	29	208,600	235,900	269,800	296,400	334,200	387,800
	30	209,800	237,300	271,300	298,200	335,700	389,500
	31	211,100	238,600	272,900	299,800	337,100	391,400
	32	212,300	239,800	274,400	301,500	338,600	393,200
	33	213,600	241,200	276,100	303,000	340,200	394,900
	34	214,900	242,300	277,600	304,500	341,700	396,600
	35	216,200	243,200	278,900	306,100	343,400	398,500
	36	217,500	244,300	280,300	307,700	344,900	400,200
	37	219,000	245,400	281,900	309,300	346,600	401,800
	38	220,400	246,500	283,300	310,700	348,200	403,500
	39	221,800	247,400	284,800	312,300	349,700	405,300

40	223, 200	248, 500	286, 300	313, 900	351, 300	407, 100
41	224, 200	249, 300	287, 900	315, 500	352, 500	408, 600
42	225, 600	250, 200	289, 500	316, 900	354, 100	410, 200
43	227, 000	251, 100	291, 000	318, 300	355, 600	411, 700
44	228, 400	252, 100	292, 600	319, 900	357, 000	413, 000
45	229, 600	253, 100	294, 000	321, 000	358, 600	414, 100
46	231, 100	254, 100	295, 400	322, 400	359, 600	415, 200
47	232, 400	255, 100	296, 900	323, 800	361, 100	416, 300
48	233, 700	256, 100	298, 500	325, 300	362, 400	417, 500
49	234, 800	257, 100	299, 800	326, 400	363, 800	418, 800
50	235, 900	258, 300	301, 100	327, 800	365, 300	419, 900
51	236, 900	259, 500	302, 500	329, 100	366, 600	421, 200
52	238, 000	260, 800	303, 900	330, 400	368, 000	422, 300
53	239, 100	262, 000	305, 400	331, 900	369, 500	423, 500
54	240, 200	263, 600	306, 700	333, 300	370, 700	424, 500
55	241, 300	265, 000	308, 100	334, 700	371, 800	425, 600
56	242, 300	266, 500	309, 600	336, 000	373, 000	426, 700
57	243, 300	268, 100	310, 700	336, 900	374, 100	427, 800
58	244, 300	269, 700	311, 900	338, 200	375, 000	428, 300
59	245, 100	271, 200	313, 100	339, 400	376, 100	428, 900
60	246, 100	272, 800	314, 500	340, 700	377, 100	429, 300
61	247, 100	274, 200	315, 600	341, 800	377, 700	429, 900
62	248, 100	275, 800	316, 900	342, 800	378, 500	430, 400
63	249, 000	277, 300	318, 200	344, 000	379, 300	430, 800
64	250, 000	278, 700	319, 400	345, 300	380, 100	431, 300
65	250, 900	280, 300	320, 800	346, 400	380, 800	432, 000
66	251, 900	281, 800	322, 100	347, 600	381, 500	432, 400
67	253, 100	283, 300	323, 400	348, 800	382, 300	432, 700
68	254, 100	284, 800	324, 700	349, 900	383, 000	433, 000
69	255, 000	286, 100	325, 400	350, 900	383, 600	433, 400
70	256, 100	287, 600	326, 500	351, 900	384, 200	
71	257, 300	289, 100	327, 600	353, 000	384, 900	
72	258, 500	290, 500	328, 500	354, 200	385, 500	
73	259, 900	291, 700	329, 800	355, 000	386, 200	
74	261, 200	293, 100	330, 500	356, 100	386, 700	
75	262, 500	294, 500	331, 700	357, 200	387, 400	
76	263, 900	295, 800	332, 900	358, 300	387, 900	
77	264, 900	297, 400	334, 000	359, 000	388, 300	
78	266, 000	298, 700	335, 200	359, 800	388, 900	
79	267, 300	299, 900	336, 300	360, 600	389, 400	
80	268, 600	301, 200	337, 500	361, 300	389, 700	
81	269, 700	302, 000	338, 600	361, 900	390, 000	
82	270, 700	303, 200	339, 700	362, 400	390, 500	
83	271, 800	304, 300	340, 700	363, 000	390, 900	
84	272, 900	305, 500	341, 800	363, 500	391, 200	

85	273, 800	306, 600	342, 800	364, 100	391, 500
86	274, 800	307, 800	343, 800	364, 700	392, 000
87	275, 900	309, 100	344, 700	365, 300	392, 500
88	277, 000	310, 200	345, 700	365, 800	392, 900
89	278, 000	311, 500	346, 700	366, 200	393, 200
90	278, 900	312, 700	347, 500	366, 600	393, 600
91	279, 900	313, 900	348, 300	367, 200	394, 100
92	280, 900	315, 100	349, 100	367, 700	394, 500
93	281, 900	315, 900	349, 700	368, 000	394, 900
94	282, 900	316, 600	350, 300	368, 500	395, 300
95	283, 800	317, 300	351, 000	368, 900	395, 800
96	284, 800	317, 900	351, 600	369, 200	396, 200
97	285, 700	318, 600	352, 000	369, 800	396, 600
98	286, 600	318, 900	352, 400	370, 300	397, 000
99	287, 200	319, 600	352, 900	370, 800	397, 500
100	288, 100	320, 300	353, 400	371, 300	397, 900
101	288, 900	320, 700	353, 900	371, 900	398, 400
102	289, 700	321, 300	354, 300	372, 400	398, 800
103	290, 500	321, 900	354, 800	372, 900	399, 300
104	291, 300	322, 500	355, 200	373, 300	399, 700
105	292, 000	322, 900	355, 500	373, 900	400, 100
106	292, 500	323, 400	356, 000	374, 400	
107	293, 000	323, 900	356, 400	374, 900	
108	293, 500	324, 400	356, 700	375, 400	
109	293, 700	324, 800	357, 200	376, 100	
110	294, 000	325, 200	357, 700	376, 500	
111	294, 200	325, 500	358, 200	377, 000	
112	294, 600	325, 800	358, 700	377, 500	
113	294, 900	326, 200	359, 200	378, 100	
114	295, 100	326, 600	359, 700		
115	295, 500	327, 000	360, 200		
116	295, 800	327, 300	360, 600		
117	296, 100	327, 500	361, 000		
118	296, 400	327, 800	361, 400		
119	296, 700	328, 200	361, 900		
120	297, 200	328, 400	362, 400		
121	297, 500	328, 600	362, 800		
122	297, 900	328, 900	363, 300		
123	298, 200	329, 200	363, 800		
124	298, 600	329, 500	364, 300		
125	298, 800	329, 700	364, 700		
126	299, 000	330, 000			
127	299, 300	330, 400			
128	299, 700	330, 600			
129	299, 900	330, 800			

130	300, 200	331, 100					
131	300, 600	331, 500					
132	301, 000	331, 700					
133	301, 200	332, 000					
134	301, 500	332, 400					
135	301, 900	332, 800					
136	302, 200	333, 200					
137	302, 400	333, 500					
138	302, 700	333, 900					
139	303, 100	334, 300					
140	303, 400	334, 700					
141	303, 600	335, 000					
142	304, 000	335, 400					
143	304, 400	335, 700					
144	304, 700	336, 100					
145	304, 800	336, 400					
146	305, 100	336, 800					
147	305, 400	337, 200					
148	305, 800	337, 600					
149	306, 000	337, 900					
150	306, 200	338, 300					
151	306, 500	338, 700					
152	306, 800	339, 100					
153	307, 200	339, 400					
154	307, 400						
155	307, 600						
156	307, 900						
157	308, 200						
158	308, 600						
159	308, 900						
160	309, 200						
161	309, 600						
162	309, 900						
163	310, 200						
164	310, 500						
165	310, 900						
166	311, 200						
167	311, 500						
168	311, 800						
169	312, 200						
再任 用職 員		236, 000	256, 500	263, 800	274, 000	290, 500	327, 900

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 級別基準職務表（第7条関係）

(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長又は主任の職務
4級	高度の知識又は経験に基づき特に困難な業務を分掌する係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	(1) 部長の職務 (2) 会計管理者の職務

(2) 医療職給料表(1) 級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	医療業務を行う職務
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4級	(1) 保健所長の職務 (2) 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表(2) 級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	准看護師の職務
2級	(1) 看護師の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う准看護師の職務
3級	(1) 主任看護師の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う看護師の職務
4級	(1) 主査の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う主任看護師の職務
5級	(1) 副主幹の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う主査の職務
6級	主幹の職務

(盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のよ

うに改正する。

第5条ただし書中「100分の 135」を「100分の 140」に、「100分の 155」を「100分の 170」に改める。

第4条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の 120」を「100分の 122.5」に、「100分の 140」と、「100分の 140」を「100分の 155」と、「100分の 137.5」に、「100分の 170」を「100分の 155」に改める。

第9条第2号中「100分の15」を「100分の16」に改める。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第10条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に管理者が定める勤務をした場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合

第13条中「対し、」の次に「その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第15条第1項中「、第4条の2（第2号に限る。）、第5条の2」を削り、「第14条」を「前条」に改める。

・ (盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の5第1項第1号中「4万 5,850円」を「5万 9,550円」に改め、同項第2号中「4万 1,700円」を「5万 4,150円」に改め、同項第3号中「3万 3,350円」を「4万 3,350円」に改め、同項第4号中「2万 5,000円」を「3万 2,500円」に改め、同項第5号中「2万 850円」を「2万 7,100円」に改め、同項第6号中「1万 6,700円」を「2万 1,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、同項第4号中「第1号」を

「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

(盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第8条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の140」及び「100分の170」を「100分の155」に改める。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に管理者が定める勤務をした場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合

第18条中「対し、」の次に「その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第21条第1項中「第7条（第2号に限る。）まで、第9条」を「第6条まで」に改める。

(盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「100分の135」を「100分の140」に、「100分の155」を「100分の170」に改める。

別表中「377,000」を「378,000」に、「426,000」を「427,000」に、「479,000」を「480,000」に、「542,000」を「543,000」に改める。

第11条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する」を「その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となる

べき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第1」に改める。

第8条第1項中「第6章」の次に「，第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）」を加え、同条第2項中「第25条の2第2項」の次に「，第33条の2第1項」を加え、

同項の表中	第33条の4第2項	100分の 120	100分の 140
		100分の 140	100分の 170

[] を	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第 の適用を受ける職員が
	第33条の4第2項	100分の 122.5	100分の 155

[] を	第33条の4第2項	100分の 137.5	100分の 155
----------	-----------	-------------	-----------

1項の給料表

に改める。

第9条第1項中「第10条の2」を「第10条の2第2号，第10条の3」に改め、「第13条まで」の次に「，第14条の2第2号」を加え、同条第2項中「市立病院企業職員給与条例第2条第3項」を「第10条の2（第2号を除く。）並びに市立病院企業職員給与条例第2条第3項及び第14条の2（第2号を除く。）」に、「及び」を「上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び市立病院企業職員給与条例第2条第3項中「及び」に、「とあるのは，」を「とあるのは」に、「する」を「，上下水道局企業職員給与条例第10条の2及び市立病院企業職員給与条例第14条の2中「職員が」とあるのは「職員及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員が」とする」に改める。

別表中「378,000」を「374,000」に、「427,000」を「423,000」に、「480,000」を「475,000」に、「543,000」を「537,000」に、「618,000」を「612,000」に、「722,000」を「715,000」に、「845,000」を「836,000」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

号給	基準となるべき職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務

3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務

(盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第12条 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

職務の級	基準となるべき職務
1級	養護助教諭又は講師の職務
2級	教諭又は養護教諭の職務
3級	園長の職務

(盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第9項を次のように改める。

9 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特例適用職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める特例適用職員を除く。）には、給料月額のほか、切替施行日から平成28年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額に100分の100を乗じて得た額を、同年4月1日から平成29年3月

31日までの間にあっては平成28年3月31日に受けている給料月額（その額が現に受ける給料月額を超えない場合は、現に受ける給料月額）と切替施行日の前日において受けている給料月額との差額に相当する額（以下「経過措置額」という。）に100分の70を乗じて得た額を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては経過措置額に100分の40を乗じて得た額を給料として支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職の給与条例」という。）第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与等の内扱）

- 4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別

職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替施行日前の異動者の号給の調整）

5 平成28年4月1日（以下「切替施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の切替施行日における号給については、その者が切替施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

6 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 切替施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項並びに第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項の規定の適用については、第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額、盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号）附則第9項から第11項までの規定による給料の額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」と、第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」とする。

（特別の事情による調整）

10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、市長は、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。

(委任)

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給与の額並びに常勤の特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給割合の改定等をするとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、級別基準職務表を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）の改正に伴い、常勤の職員の例に準じ、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改めようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について
盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例
(盛岡市市税条例の一部改正)

第1条 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第45条の7第2項、第63条第2項、第81条第2項、第81条の2第2項及び第3項、第118条の12第2項並びに第150条第2項中「前7日」を削る。

(盛岡市介護保険条例の一部改正)

第2条 盛岡市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前7日」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

市民税等の減免等及び介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を改めようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年 2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合におけるその旨とする。

第4条第3項中「前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条第3項を次のように改める。

3 法第432条第2項において準用する行政不服審査法第23条の相当の期間は、5日以内とする。

第6条第1項中「対し審査申出書の副本及び」を「対し、」に改め、「期限を定めて、」を削り、同条第2項中「対し」を「対し、」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、審査申出人の代表者等がその資格を失った場合の届出義務を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市子ども未来基金条例について

盛岡市子ども未来基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子ども未来基金条例

(設置)

第1条 市民が行う子ども及びその保護者に対する支援の促進を図ることにより、市の未来を担う子どもがより健やかに成長することができる社会の実現に資するため、子ども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

市民が行う子ども及びその保護者に対する支援の促進を図ることにより、市の未来を担う子どもがより健やかに成長することができる社会の実現に資するため、子ども未来基金を設置しようとするものである。

議案第 29 号

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例

盛岡市特別用途地区建築制限条例（平成7年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第2号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第3号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同表特別工業地区内に建築してはならない建築物の項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第5号中「又は演芸場」を「若しくは演芸場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項の改正規定（同項第2号の改正規定（ダンスホールに係る部分に限る。）を除く。）及び同表特別工業地区内に建築してはならない建築物の項の改正規定（同項第3号の改正規定（ダンスホールに係る部分に限る。）を除く。）は、平成28年6月23日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

特別用途地区内に建築してはならない建築物からダンスホールを除くほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 30 号

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事

業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事

業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

(盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程の廃止)

第1条 盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程（昭和55年条例第31号）は、
廃止する。

(盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程の廃止)

第2条 盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程（平成5年条例第8号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 31 号

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程（平成14年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中 「向中野字鶴子の一部 を「向中野字鶴子の一部」に、 津志田 5 地割の一部
向中野字畠返の全部」
津志田 6 地割の一部 を「津
津志田 9 地割の一部」

志田 5 地割の一部」に改める。

第10条第1項中「15人」を「10人」に改め、同条第2項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第9項の公告の日から施行する。

提案理由

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称及び道明地区土地区画整理審議会の委員の定数を改めようとするものである。

議案第 32 号

盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例について

盛岡市公設浄化槽条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例

盛岡市公設浄化槽条例（平成19年条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第4条第1項の申請は、平成28年3月31日までに限り行うことができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 盛岡市公設浄化槽事業分担金条例（平成19年条例第67号）は、廃止する。

提案理由

公設浄化槽の新規設置を終了しようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例について

盛岡市消防団設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例

盛岡市消防団設置条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「盛岡市大沢川原三丁目3番5号」を「盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

提案理由

盛岡市消防団の位置を改めようとするものである。

盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（同項第1号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営、情報の安全管理等に関する事項を定めるものとする。

(名称、位置等の告示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び位置

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(職員の配置)

第3条 消費生活センターに、次に掲げる職員を置くものとする。

(1) 消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長

(2) 消費生活センターの事務を行うために必要な職員

(3) 消費生活相談員（法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により同項の消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認めた者をいう。以下同じ。）

(人材及び待遇の確保)

第4条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を有していることその他の消費生活相談員の専門性に十分配慮した適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(研修の機会の確保)

第5条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めなければならない。

(情報の安全管理の措置)

第6条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営、情報の安全管理等に関する事項を定めようとするものである。

議案第 35 号

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市地区振興センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例

盛岡市地区振興センター条例（昭和57年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,
屋内運動場	300円	400円	500円	700円	900円	1,

500円
200円

を

調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	
-----	------	------	------	------	--------	--

1,500円に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

篠川地区振興センターの屋内運動場を廃止しようとするものである。

議案第 36 号

盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例について

盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例

盛岡市農業委員会に関する条例（昭和32年条例第31号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員については、廃止前の盛岡市農業委員会に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第1条中「農業委員会等に関する法律」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律」とする。

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 37 号

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市老人福祉センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

盛岡市老人福祉センター条例（昭和53年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

盛岡市立みたけ老人福祉センター

盛岡市みたけ三丁目13番23号

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

みたけ老人福祉センターを設置しようとするものである。

議案第 38 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表市営青山二丁目アパート6号館の項の次に次のように加える。

市営青山三丁目アパート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火4階建
----------------	----------	-----	-----------------	---------

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート3号館を設置しようとするものである。

議案第 39 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年 2月 23提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例

盛岡市保育所条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表みたけ保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

みたけ保育園を廃止しようとするものである。

議案第 40 号

盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市障害児就学指導委員会条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

盛岡市教育支援委員会条例

第1条中「障害のある」を「教育上特別な支援を必要とする」に、「適正な就学指導」を「教育上必要な支援の内容」に、「盛岡市障害児就学指導委員会」を「盛岡市教育支援委員会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に盛岡市障害児就学指導委員会の委員である者は、改正後の盛岡市教育支援委員会条例第2条第1項の規定により盛岡市教育支援委員会の委員に委嘱し、又は任命された者とみなし、その委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までとする。

提案理由

盛岡市障害児就学指導委員会の名称及び同委員会に調査審議させる事項を改めようとするものである。

議案第 41 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市立学校に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市立学校に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中 「商業科
英語科」 を「商業科」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市立高等学校の英語科を廃止しようとするものである。

議案第 42 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中「8,277ヘクタール」を「6,336ヘクタール」に、「29万500人」を「25万9,000人」に、「16万4,150立方メートル」を「11万9,395立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市下水道事業の予定処理区域等を改めようとするものである。

議案第 43 号

姫神辺地総合整備計画について

姫神辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

姫神辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字太子堂, 葛巻, 川久保, 田茂内
(2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山馬場字田茂内 102番地
(3) 辺地度点数 149点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の北東端に位置し、山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 積雪による孤立化への対策として、除雪機械を整備する必要がある。
(2) 集会施設が老朽化し、コミュニティ活動等に支障が生じていることから、改修する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成32年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
除雪機械	盛岡市	23,000	15,316	7,684	7,500
その他集会施設	盛岡市	39,859		39,859	39,700
合 計		62,859	15,316	47,543	47,200

提案理由

姫神辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 44 号

前田高木辺地総合整備計画について

前田高木辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

前田高木辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字前田、高木、赤坂
(2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山馬場字赤坂39番地
(3) 辺地度点数 136点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、姫神山の西部に位置し、山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており、当地域に通じる道路は、幅員が狭く路面が劣化し、安全な交通に支障を来していることから、市道の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
市道	盛岡市		30,000	16,500	13,500	13,400
合 計			30,000	16,500	13,500	13,400

提案理由

前田高木辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 45 号

玉山辺地総合整備計画について

玉山辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

玉山辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字大二子, 中の又, 時館, 小田沢, 積森, 山谷, 小森, 中里, 川久保, 祝の沢, 金谷沢, 姥前, 日影, 石名田, 大平
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山字日影37番地4
- (3) 辺地度点数 114点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、姫神山の南西部に位置し、山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており、当地域に通じる道路は、幅員が狭く一部未舗装区間があり、安全な交通や地域間の往来に支障を来していることから、市道の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
市道	盛岡市		295,500	161,700	133,800	133,800
合 計			295,500	161,700	133,800	133,800

提案理由

玉山辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 46 号

上日戸辺地総合整備計画について

上日戸辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

上日戸辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字新田、姥懐、森子、日影、間洞、古屋敷、七手役、中平、岩井沢
(2) 辺地の中心の位置 盛岡市日戸字岩井沢41番地14
(3) 辺地度点数 126点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、姫神山の南西部に位置し、山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 当地域を横断する道路は、幅員が狭く、安全な交通に支障を来していることから、橋りょう及び安全確保のための施設を整備する必要がある。
(2) 市民が中心となって桜の植樹を行った区域について、観光資源としての活用を図るため、所要の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
市道	盛岡市		75,000	41,250	33,750	33,700
観光・レクリエーション施設	盛岡市		105,100		105,100	105,100
合 計			180,100	41,250	138,850	138,800

提案理由

上日戸辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を

求めるものである。

議案第 47 号

薮川辺地総合整備計画について

薮川辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

薮川辺地総合整備計画について

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字末崎川、町村、日向、逆川、橋場、外山、亀橋、大の平
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市薮川字大の平54番地1
- (3) 辺地度点数 177点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、山あいに散在する農林業を基幹産業とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 市の中心地への移動経路は、国道455号のみであることから、地区住民の交通の利便性向上させるため、補助幹線道路の改良整備を行う必要がある。また、凍上等により破損が著しい側溝を改修する必要がある。
- (2) コミュニティ活動の活性化等を図るため、老朽化の著しい公民館その他集会施設を整備する必要がある。
- (3) 火災発生時に迅速な消防活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	424,300	215,600	208,700	208,700
公民館その他集会施設	盛岡市	186,797		186,797	184,700
消防施設	盛岡市	10,576		10,576	10,100
合 計		621,673	215,600	406,073	403,500

提案理由

薮川辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 48 号

築川・川目辺地総合整備計画の変更について

築川・川目辺地総合整備計画の一部を次のとおり変更するものとする。

平成28年 2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

3 の表中

消防施設	盛岡市	17,524		17,524	17,500
合 計		17,524		17,524	17,500

を

「

消防施設	盛岡市	36,168		36,168	36,100
合 計		36,168		36,168	36,100

に改める。」

提案理由

築川・川目辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 49 号

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんを申し立てるものとする。

平成28年2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 申立て先

住所 東京都港区西新橋一丁目 5 番13号

名称 原子力損害賠償紛争解決センター

2 相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

名称 東京電力株式会社

3 あっせん申立ての趣旨

相手方は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額47,085,273円を市に支払うようあっせんを求めるものである。

なお、市は、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合の当該合意額等を除いた額であっせんを申し立てることがある。

4 あっせん申立ての理由

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について損害賠償を求めたが、相手方は、支払いに応じないものである。

提案理由

原子力損害の賠償請求に係るあっせんの申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 50 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成28年 2月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成28年 4月 1日
- 3 契約の金額 金 9,258,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認め
るときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 菅 博 雄
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの
である。